

三重県 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業推進本部  
「応援村 OUEEN-MURA 部会」設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、地域コミュニティの活性化等、地域活性化につなげていくことを目指し、本県内において関連する施策を推進するため、「三重県 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業推進本部」に「応援村 OUEEN-MURA 部会」（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 部会は、前条の目的を達成するため、応援村 OUEEN-MURA に関し、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- （1）情報収集に関すること
- （2）県・市町等の参画に関すること
- （3）国等への提言・提案に関すること
- （4）その他関連施策の推進に関すること

（組織・運営）

第 3 条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は、副知事とし、部会会議を招集する。
- 3 副部会長は、戦略企画部長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、必要に応じて、部会会議に部会員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第 4 条 部会の活動を円滑に進めるため、部会員の属する部局の課長級の職員による幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。
- 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。
  - （1）部会から指示された事項の調査・検討に関すること
  - （2）各部局間の関連施策の調整・推進に関すること
  - （3）市町等の参画に関すること
  - （4）その他、部会の運営に必要なこと

(事務局)

第5条 部会の事務局は、戦略企画部政策提言・広域連携課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	職
部会長	副知事
副本部長	戦略企画部長
部会員	医療保健部長 子ども・福祉部長 環境生活部長 地域連携部長 国体・全国障害者スポーツ大会局長 南部地域活性化局長 農林水産部長 雇用経済部長 観光局長 教育長 東京事務所長

別表 2 (第 4 条関係)

区分	職
幹事長	戦略企画部副部長
副幹事長	戦略企画部政策提言・広域連携課長
幹事	戦略企画部戦略企画総務課長 医療保健部医療保健総務課長 子ども・福祉部子ども・福祉総務課長 環境生活部環境生活総務課長 地域連携部地域連携総務課長 農林水産部農林水産総務課長 雇用経済部雇用経済総務課長 教育委員会事務局教育総務課長 東京事務所副所長